

# 令和4年度 第1回 さいたま市下水道事業審議会

## 次 第

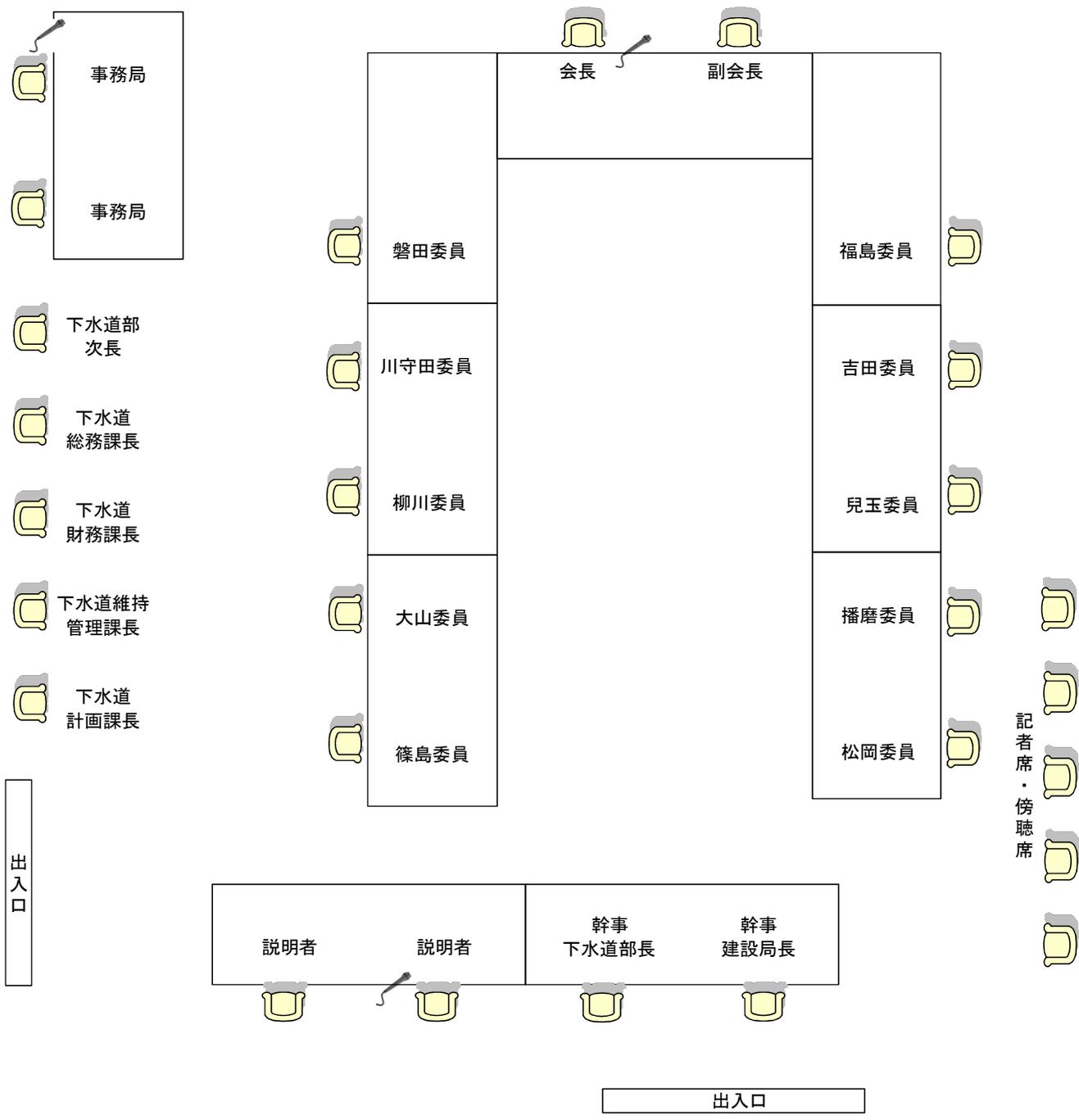
日 時：令和4年11月9日（水）

午前10時

会 場：下水処理センター 会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 幹事及び職員紹介
- 4 会長・副会長の互選
- 5 議 題
  - ・下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について（諮問）
- 6 下水処理センター見学
- 7 報 告
  - ・下水処理センターの廃止について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

# 令和4年度 第1回 さいたま市下水道事業審議会 座席表



さいたま市下水道事業審議会委員等名簿

任期 令和4年1月25日 ～ 令和6年1月24日

条例区分ごと50音順

条例区分	氏名	役職等
第3条第1号委員	あさえだ たかし 浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
	いのうえ まさみ 井上 昌美	尚美学園大学 教授
	いわた ともこ 磐田 朋子	芝浦工業大学 教授
	かわもりた けんいち 川守田 賢一	元さいたま市建設局長
	ながおか ちあき 長岡 千晶	日本公認会計士協会埼玉会 常任幹事
	やながわ きよみつ 柳川 喜代光	元さいたま市建設局下水道部長
第3条第2号委員	おおやま きょうこ 大山 恭子	さいたま商工会議所女性会 副会長
	かなや みちこ 金谷 美智子	さいたま市食生活改善推進員協議会 副会長
	ささじま けいこ 篠島 恵子	さいたま市環境美化会議 副会長
	せきぐち まさお 関口 正夫	さいたま市農業委員会 会長職務代理者
	ふくしま まりこ 福島 まり子	さいたま市消費者団体連絡会 広報担当
	よしだ まさのぶ 吉田 正信	さいたま市自治会連合会 副会長
第3条第3号委員	こだま としたか 兒玉 利隆	公募委員
	はりま すすむ 播磨 進	公募委員
	まつおか ただお 松岡 忠男	公募委員
第2号幹事	よしおか てつゆき 吉岡 哲幸	建設局長
	いしだ あきら 石田 明	建設局下水道部長

## さいたま市下水道事業審議会条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 271 号

### (設置)

第 1 条 さいたま市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、さいたま市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

### (委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 23 年条例 17 号・30 号〕)

### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

### (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(一部改正〔平成 14 年条例 74 号〕)

### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会議員として委員の職にある者の特例)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市下水道事業審議会条例の規定により置かれるさいたま市下水道事業審議会の委員の職に市議会議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則(平成 23 年 7 月 5 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。



建下下総第 870 号  
令和 4 年 10 月 3 日

さいたま市下水道事業審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇 人



下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について (諮問)

さいたま市下水道事業審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について  
貴審議会の意見を求めます。

記

「さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」第 3 条の規定  
に基づく負担区及び同条例第 4 条の規定に基づく単位負担金額を次のように  
定める。

負 担 区			単位負担金額 (土地 1 平方メートル 当たりの負担金額)
名 称	区 域	面 積	
第 4 3 負担区	大宮区北袋町 2 丁目、浦和区 大原 2 丁目、大原 3 丁目、大 原 4 丁目、岩槻区大字本宿、 大字表慈恩寺、大字釣上新田 の一部	16.2ha	810円

担当 建設局下水道部下水道総務課

管理・業務係 神原

直通 048-829-1553

FAX 048-829-1975

E-mail: gesuido-somu@city.saitama.lg.jp